

## LOTUS Cup Japan 2017 Technical Regulation 【暫定】

参加車両は LOTUS ELISE、EXIGE, 2-ELEVEN とし、2017 年 JAF 国内競技車両規則第 3 編第 6 章「スピード B 車両規定」に適合した車両であり、本規定で定められていない項目については、JAF 国内競技車両規則第 3 編第 5 章「スピード SA 車両規定」に従ってなくてはならない。

年度途中の規則改訂・修正ブルテンは、LCI ホームページにより都度公示される。

<http://www.lotus-cars.jp/motorsport/lotus-cup/entrant.html>

### 車両

- 参加車両は、エルシーアイ株式会社が輸入し日本国内で販売したロータス、またはロータスカップ・ジャパン・アソシエーション（LCJA）が認めた車両で、LCJA 指定テクニカルサービススポットに於いて車両検査を受け認定プレートを室内シャシ助手席側に装着しなければならない。
- 参加車両は道路運送車両法に適合した有効な自動車検査証を有し、競技中においても保安基準に合致した状態でなければならず、レース中に於いても乗車定員分の座席を有していなければならない。
- JAF 国内競技規則付則「自動車登録番号標付車両によるレース開催規定」第 2 条に従い、当該車両規定で改造が許されていない項目はすべて当初の状態であればならず変更、改造、追加は一切認められない。
- 参加車両への異なる型式および年式の車両部品は、LCJA より使用許可の公示がない限り一切の使用は認められない。
- 参加車両は公式車検終了からレース終了後の保管解除まで主催者によって管理され、サーキット施設内より車両を持ち出すことは許されない。
- 保管解除後主催者指定場所における公道走行チェックを必ず受け、積載車による回送の場合は公道走行チェック要員に申告し積載回送の承認を受けなければならない。
- 車両について分解整備を行った場合は、遅滞なく点検整備記録簿に整備概要を記載しなければならない。
- 鉛封印部分を分解修理する場合その旨を LCJA まで届出るとともに、指定工場（テクニカルサービススポット）にて修理交換をしなければならない。
- 当該車両の有効な自動車検査証、自賠責保険証を常備しなければならない。

### 1. 安全規定

改造及び付加物の取付けなどにより当該大会の技術委員長が安全でない車両と判断をした場合、その指示に従わなければならない。

#### 1-1 配管類

本規定に定められた部品（LCJA 指定部品及び認定部品を含む）の使用を除き、量産車の装備がそのまま維持されていなければならない。

## 1-2 安全ベルト

国内競技車両規則第1編第4章第4条安全ベルトに準拠した5点式以上の安全ベルトの使用が義務付けられる。

但し、乗車定員分の標準装備シートベルトは取り外してはならない。

## 1-3 消火装置

消火装置の装着を推奨する。

装着する場合は、2017年国内競技車両規則第1編第4章第5条に従うこと。

## 1-4 ロールバー

LCJAの指定するロールバーを装着しなければならない。

## 1-5 フロアプレート

LCJAの指定するフロアプレートを装着しなければならない。

## 1-6 けん引用穴あきブラケット

車両の前後にLCJAの指定するけん引用穴あきブラケット又はフラップを備えなければならない。

取付のための最小限の改造が許される。

## 1-7 サーキットブレーカー

イグニッションスイッチは、その位置が容易に確認できるよう黄色で明示しなければならない。

また、サーキットブレーカーの装着を推奨する。装着する場合は、2017年国内競技車両規則に従わなければならない。

## 1-8 オイルキャッチタンク

オイルキャッチタンクの装着を認める。

取り付けの場合は、針金、テープ等による暫定的なものであってはならない。

またタンク本体もペットボトル等の流用は認められず、機能を有した適切な容量を持った専用容器を使用すること。

キャッチタンクを装着する為の最小限のホースの取り回しの変更は認められる。

但し、ブローバイガス還元装置は当初の機能を有すること。

大気開放は許されない。

## 2. 一般改造規定

本規定に定められていない項目は、すべて当初のままです修正加工、交換、追加、変更、調整等の改造は認められない。さらに本規定に定められていない性能向上を目的とする部品の装着は、その効果の有無を問わず一切許されない。

指定・認定 定義

指定：LCJAにより使用が義務付けられた部品。指定部品以外は純正部品を含み使用が認められない。

認定：LCJAにより使用が認められた部品。認定品以外に純正部品の使用も認められる。

指定部品：ロールケージ、フロアプレート、バッテリーステー、前後牽引フック、Bピラーカバー

認定部品：ESQUELETO TYPE-E2 バケットシート（専用ブラケット含む）LCJ15ES0001/0002

Elise(1ZR)ファイナルギアセット LCJ15FG0001

Exige V6 350 純正リアゲートパネル-----



Exige V6 シフトフォーク LCJ15SFX0001 LCJ15SFY0002

上記指定・認定部品については、LCI ホームページに公示予定。

<http://www.lotus-cars.jp/motorsport/lotus-cup/entrant.html>

### 3. 材質の制限

メーカーラインオフ状態での装着（純正装着）及び車体を除き、LCJA 指定部品以外はカーボンの使用は禁止される。

### 4. エンジン

#### 4-1 エンジン及び補機

国内で販売されているロータス用の純正部品に限り使用が認められる。純正部品の改造は許されない。

なお、補修用として設定されている部品を使用する場合、修理書に準じた修正をすることが許される。

##### 4-1-1 エンジンマウント及びミッションマウント

改造、変更は許されない。

##### 4-1-2 フライホイール

改造、変更は許されない。

##### 4-1-3 オイルポンプ

改造、変更は許されない。

##### 4-1-4 オイルパン

オイルパンの外観変更は許されない。ただし、エンジンオイルの片寄り防止、および温度センサー取り付けのための追加加工は許される。また、エンジンへの取り付け位置および取り付け方法／作動原理を変えなければ、オイルストレーナーの位置を変更することも許される。

##### 4-1-5 補機バッテリー

同等品への交換、及び同一車種搭載品への交換が許される。各端子には絶縁保護を施すこと。取り付けには LCJA 指定のブラケットを使用すること。2-Eleven、Cup260、Exige V6 は純正ブラケットを使用すること。但しドライ、リチウムへの変更及び搭載位置の変更は許されない。

##### 4-1-6 オルタネーター

改造、変更は許されない。

##### 4-1-7 過給機

過給機付き車両に於いては、過給機の改造、変更、ブーストアップ、室内からのコントロールは許されない。

#### 4-2 点火系統

##### 4-2-1 セルモーター

改造、変更は許されない。

##### 4-2-2 点火装置

点火プラグに限り変更が許される。

#### 4-3 吸気・排気系統

##### 4-3-1 エアクリーナー

Exige V6, 2-Eleven, Exige S, Exige Cup240, Exige Cup255, Exige Cup260, EliseS(1ZZ)は純正交換式フィルターカートリッジに限り変更が許される。但し、取り外しは許されない。

Elise S(2ZR), Elise SC, Elise R, Exige, Exige Cup190, Elise S(1ZR)は、エアクリーナーむき出しタイプ



への交換が許される。但しエアクリーナー以降の配管は純正に準じた取り回しにすること。取り外しは許されない。

#### 4-3-2 マフラー及び排気管

当該車両の保安基準に適合したマフラーへの変更が許される。尚、保安基準適合はエントラントの責務により証明しなければならない。2010年4月以降の輸入車両にあっては、マフラーに型式プレートが備わっていること。排気管への耐熱材の巻き付け、塗布が許される。

但しマニホールドに於いては、純正マニホールドの確認が出来るよう取り付けフランジ部分には、巻き付け、塗布をしないこと。

キャタライザー、エキゾーストマニホールドの改造、変更は認められない。

#### 4-3-3 排出ガス

当該車両の排気ガス保安基準値を超えないこと。

### 4-4 冷却系統

#### 4-4-1 ラジエター

取り付け方法の変更がないことを条件に、改造、変更が認められる。

ただし、追加ラジエターは認められない。

ラジエターキャップの変更は許される。

#### 4-4-2 ラジエターファン

改造、変更は許されない。但し、ファンコントローラーの追加・変更は許される。

#### 4-4-3 配管

改造、変更は許されない。

電子式メーターを取り付ける為の最小の配管の改造は許される。

#### 4-4-4 オイルクーラー

改造、変更は許されない。

#### 4-4-5 サーモスタット

改造、取り外しは許されない。

### 4-5 エンジンコントロールユニット

改造、変更は許されない。

但し、LCJAの認定した方法によるスピードリミット解除及びアップデートは許される。

## 5. シャシー

### 5-1 最低地上高

最低地上高は、9cm以上を確保すること。

### 5-2 全長及び全幅

変更しないこと。

### 5-3 最低重量

5-3-1 予選・決勝を通じてドライバーを除いた車両最低重量は、以下の通りとする。

モデル	最低重量
イクシージ S (V6)	1,130kg
2-イレブン CUP	720kg
イクシージ S /イクシージ CUP260 イクシージ CUP255 /イクシージ CUP240	870kg



エキシージ/エキシージ CUP190	860kg
エリゼ S(2ZR) /エリゼ SC	880kg
エリゼ R	840kg
エリゼ S(1ZZ)	830kg
エリゼ (1ZR)	860kg

5-3-2 最低重量は、性能均衡化を目的に年度途中であっても変更する場合がある。

5-3-3 車両重量調整のためのバラストの使用は許されない。

## 5-4 ラバーマウント及びブッシュ

改造、変更は許されない。

## 6. 駆動装置

### 6-1 クラッチ

数及び直径を除き変更が許される。但し、カーボン製の使用は認められない。

クラッチ油圧回路にクラッチダンパーが純正装備される車両は、クラッチダンパーを取り外すことが認められる。

クラッチラインの変更は最小限に留めなければならない。

### 6-2 トランスミッション

改造、変更は許されない。

但し、Exige V6/スポーツ 350 に関しては、LCJA 認定品のシフトフォークへの交換が許される。

#### 6-2-1 変速レバー及びシフトノブ

シフトノブの変更が許される。(車検合致のシフトパターンが明記されている事)

### 6-3 ディファレンシャル

ディファレンシャルは数を変更しなければボルトオンで取り付けられる LSD を取り付けることが出来る。

但し、元のケースを使用すること。

### 6-4 最終減速比

ELISE (1ZR) のみ最終減速比の変更が許される,但し、LCJA 認定品を使用すること。

## 7. 制動装置

### 7-1 ブレーキパッド

ブレーキパッドの材質変更が許される。

但し、カーボン材 (カーボン含有率がすべてを占めるもの) は使用できない。

### 7-2 ブレーキホース

ブレーキホースの変更が許される。

### 7-3 ブレーキローター

サイズ変更、取り付け方法の変更がないものは認める。但しカーボン含有率がすべてを占めるものは許されない。

### 7-4 バックプレート

改造、変更は許されない。

### 7-5 その他

改造、変更は許されない。また、ABS 及びブレーキアシストシステムの作動停止は許されない。

## 8. サスペンション

### 8-1 スプリング

変更が許される。 但し、ジャッキアップ時の遊びのある物、切断、溶接、交換品の加工は許されない。

### 8-2 ショックアブソーバー

変更が許される。 但し、取り付け方法の変更、及び室内からの減衰力、車高の調整は許されない。

フロントショックアブソーバ取り付けにあたり、上部取り付けマウントの変更は許される。

但し、ショックアブソーバ上部取り付けボルト位置の変更は許されない。

### 8-3 スタビライザー

改造、変更は許されない。

### 8-4 アーム

改造、変更は許されない。

### 8-5 トーコントロールロッド

リアトーロッドの補強の為にトーコントロールロッドの追加が許される。

## 9. タイヤ及びホイール

LCJA の指定するタイヤ及び、ホイールサイズを使用しなければならない。

なお、同時に装着する 4 本のタイヤ・ホイールは同一銘柄にすること。

### ELISE、EXIGE、2-Eleven

タイヤ : ADVAN NEOVA AD08R サイズ : F)205/45-16 R) 225/45-17

ホイール : 銘柄は自由 サイズ : F) 7.0 J x 16 R) 8.0 J x 17 までとする。

インセット : F) 25mm以上 R) 32mm以上とする。

### EXIGE S /スポーツ 350 (V6)

タイヤ : ADVAN NEOVA AD08R サイズ : F) 205/45-17 R) 265/35-18

ホイール : 銘柄は自由 サイズ : F) 7.5 J x 17 R) 9.5 J x 18 までとする。

インセット : F)26mm以上 R) 33mm以上とする。

### 9-1 タイヤ

- (1)タイヤ及びホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。
- (2)タイヤ及びホイールは、車軸中心より前方 30° 後方 50° の範囲内でフェンダーからはみ出さないこと。
- (3)タイヤの溝は常に 1.6mm 以上あること。
- (4)タイヤは加工しないこと。
- (5)タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は行わないこと。

### 9-2 ホイール

- (1)ホイールナットの材質及び形状の変更は許される。 但し、ホイールディスク面より突出さないこと。
- (2)ホイールスペーサーの使用は許されない。
- (3)ホイールに間隔保持のための部材を溶接すること、及びアクスルハブに間隔保持のための部材を溶接することは許されない。
- (4)走行中、はずれる恐れのあるホイールキャップは取り外さなくてはならない。
- (5)カーボン製は許されない。



(6)JWL マーク、もしくは VIA マーク、または LOTUS 純正品であること。

## 10. 車体

### 10-1 自動車登録番号標

改造は許されない。 取り付け位置、方法の変更は許されない。

### 10-2 空力装置

**性能向上を目的とする空力装置の装着は許されない。**

#### 10-2-1 ボンネット及びトランク

改造、変更は許されない。

#### 10-2-2 フロントスポイラー

改造、変更は許されない。

#### 10-2-3 リアスポイラー

改造、変更は許されない。

#### 10-2-4 サイドスカート

改造、変更は許されない。

#### 10-2-5 サイドダクト

改造、変更は許されない。

#### 10-2-6 ルーフダクト

改造、変更は許されない。

#### 10-2-7 バンパー

改造、変更は許されない。 但し、フロントバンパー開口部にエアコンコア及びラジエーターコアの破損防止の為、防護ネットを取付けることができる。 なお、防護ネットの取付けは車体側の形状に影響することなく、また簡易な取付けは許されない。

#### 10-2-8 ミラー

改造、変更は許されない。

#### 10-2-9 ソフトトップ

エリーゼ、Exige V6 ロードスターでの参加車両は如何なる場合もオープン状態で参戦すること。

#### 10-2-10 リアテールゲートパネル

Exige V6 モデルは、スポーツ 350 のテールゲートパネル 認定部品（部品番号-----）への変更が許される。

#### 10-2-11 リアゲートダンパー

リアゲートダンパーを使用している車両については、出走時、当該部品を取り外していること。

尚、公道車検時には、復元していること。

### 10-3 補強

10-3-1 車体の改造は許されない。

#### 10-3-2 アッパータワーバー

改造、変更は許されない。

#### 10-3-3 ロアタワーバー

改造、変更は許されない。

### 10-4 車体内部

#### 10-4-1 コクピット



改造、変更は許されない。

#### 10-4-2 内装

車室内のすべての部品は削除することができない。但し下記に記載されたものを除く。

(1)ロールバーの装着、に伴う最小限の内装切除。

(2)着脱式のリアシェルフは取り外しても良い。

#### 10-4-3 ステアリングホイール

改造、変更は許されない。但し、レース時はエアバックコンピューターのコネクターを外し、作動をキャンセルさせること。(レース後は復元させること)

#### 10-4-4 フットレスト・ペダルカバー及びヒールプレート等

装着することができる。但し、確実に取付けること。

#### 10-4-5 座席

純正シートであり、且つ5点式以上のベルトに対応するシート、または認定バケットシートの装着が許される。  
シートの改造は許されない。

#### 10-4-6 隔壁

改造、変更は許されない。

#### 10-4-7 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することができる。但し、健常者は使用しないこと。

#### 10-4-8 追加アクセサリ

車両の美観または居住性に関わる付属品(照明、ラジオなど)といった、車両の動きにいかなる影響を及ぼさないものはすべて認められる。

#### 10-4-9 補助メーター(計測器)

電気式メーターに限り装着することが許される。但し、標準装備されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。

取付けについては乗員の保護を十分に考慮した取付け位置、取付け方法であること。なお、計測センサー取付けのための追加・修正加工は許される。

配線の改造を伴うもの、OBDカプラーを使用するデータロガーは許されない。

無線機、携帯電話の搭載、使用は許されない。

### 1 1. 一般消耗品

オイルフィルター、ワイパーブレード、等の消耗品は、同等品への交換が許される。

灯火類のバルブに関しては、保安基準適合品への交換が認められる。

### 1 2. 統一解釈

本規定の解釈に疑義を生じた場合は、当該大会の技術委員長の解釈をもって最終とする。